

第4次能登町役場地球温暖化対策実行計画
地方公共団体実行計画（事務事業編）

令和5年度～令和12年度

令和5年3月
石川県能登町

目 次

第 1 章 基本的事項

1-1. 計画策定の背景	1・2
1-2. 地球温暖化対策に係る町の計画の経緯	3
1-3. 計画目的	4
1-4. 計画期間・基準年度	4
1-5. 対象範囲	4
1-6. 上位計画及び関連計画との位置づけ	5
1-7. 対象とする温室効果ガス	5

第 2 章 温室効果ガスの排出状況

2-1. 前計画（第3次計画）の目標達成状況及び評価	6
2-2. 第4次計画の基準年度と直近年度の温室効果ガス排出量の比較	7・8

第 3 章 温室効果ガスの削減に向けての目標

3-1. 温室効果ガスの排出削減目標	9
--------------------	---

第 4 章 温室効果ガス削減に向けた取り組み

4-1. 公共施設の整備及び管理運営に関する取り組み	10
4-2. 電気使用料削減に関する取り組み	10
4-3. 燃料使用量削減に関する取り組み	11
4-4. 省資源の推進に関する取り組み	11
4-5. 職員の環境保全に関する意識の向上	11

第 5 章 推進・点検体制及び実施状況の公表

5-1. 推進体制	12
5-2. 実施状況の点検	13
5-3. 実施状況の公表	13
5-4. 職員の研修等	13

第1章 基本的事項

1-1. 計画策定の背景

(1)地球温暖化問題とは

地球温暖化は、人類の日常生活や事業活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中濃度が増加することから、地球全体の温度が上昇する現象です。この現象は、氷河の融解、海面の上昇などの自然環境の変化から人間社会にまで幅広く及び、自然の生態系や生活環境に大きな悪影響を及ぼすことから、世界的な課題となっています。

(2)国際的な動向

気候変動に対処するため、国連気候変動枠組条約が平成4（1992）年5月に採択され、1994年に条約が発効されました。また、国連気候変動枠組条約の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な排出削減の第一歩として、先進国の温室効果ガス排出量の削減を法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が、平成9（1997）年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択されました。この会議では、第一約束期間（2008～2012年度）における温室効果ガス排出量を、基準年（原則1990年）比で6%削減すると約束されました。

平成27（2015）年にフランスのパリで「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」が開催され、「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、気候変動などの環境問題を含む経済的・社会的な課題の解決が重要視されており、行政や企業等をはじめ、多様な主体のパートナーシップによる取り組みが進められています。

平成30（2018）年10月のIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告では、協定の目標を実現するには、「令和32（2050）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」とし、各国における温室効果ガス削減対策の緊急性が示されました。

(3)国内の動向

日本では、平成11（1999）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が施行されました。この法律は国・地方公共団体・事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国・地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

また、法に基づいて京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）を策定し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を講じてきました。この結果、第一約束期間中の5か年平均の総排出量は12億7,800万t-CO₂（二酸化炭素（CO₂）換算）（基準年比1.4%増）、森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると基準年比8.7%減となり、日本は京都議定書の目標である基準年比6%減を達成しました。

また、平成28（2016）年5月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、日本の中期目標として

温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%減とすることが掲げられました。

令和2（2020）年10月に、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、「地球温暖化対策推進法」においても、改正を経て、この「2050年カーボンニュートラル」が基本理念として法定化されました。

また、法の改正に伴い令和3（2021）年10月に「地球温暖化対策計画」も改定され、政府の事務・事業における温室効果ガス排出量を、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で50%減とすることを決定しました。

(4)地方公共団体の役割

地球温暖化対策推進法第21条に基づき、都道府県及び市町村は、事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」）を策定するものとされています。

このことを踏まえ、本町では、平成21（2009）年に、「能登町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、平成23（2011）年4月に「能登町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂版」、平成26（2014）年には「第2次能登町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、平成29（2017）年には「第3次能登町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として見直しをかけ、能登町役場の事務・事業活動を環境に配慮したものにするための手段及び推進体制を定め、温室効果ガスの排出抑制のための取り組みを行っています。

今回、第3次計画の計画期間が令和4年度で終期を迎えることから、これまでの計画の取り組みの推進や温室効果ガスの排出量の推移を整理し、更なる温室効果ガスの削減を図るため、新たに「第4次能登町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定するものです。

(参考)地球温暖化対策の推進に関する法律の一部抜粋

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

1-2.地球温暖化対策に係る町の計画の経緯

時期	内容	
平成 21（2009）年 3 月	能登町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	策定
平成 23（2011）年 4 月	能登町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂版	策定
平成 26（2014）年 10 月	第 2 次能登町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	策定
平成 29（2017）年 10 月	第 3 次能登町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	策定

1-3.計画目的

本実行計画の対象範囲は能登町役場の事務・事業であり、策定した実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

1-4.計画期間・基準年度

計 画 期 間	8年間 令和5（2023）年度～令和12（2030）年度
基 準 年 度	平成25（2013）年度

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

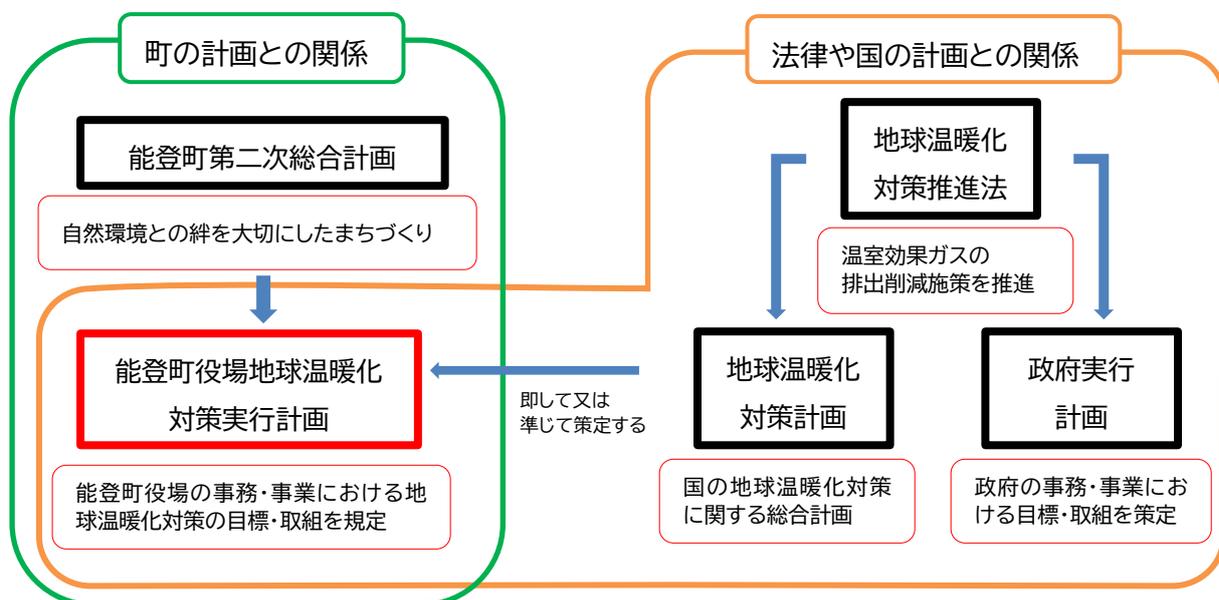
※計画期間は、政府の事務・事業における地球温暖化対策の目標・取り組みを規定した「政府実行計画」の計画期間が終了する令和12（2030）年度に合わせた期間となっています。

※これまでの能登町役場地球温暖化対策実行計画は、策定年度の前年を基準年度とし、第3次計画においても平成28（2016）年度を基準としてきましたが、「政府実行計画」に合わせて、平成25（2013）年度とします。

1-5.対象範囲

本実行計画は、能登町役場（出先機関等を含めた全ての組織及び施設）が行う全ての事務・事業を対象とします。また、指定管理者制度により施設運営を外部委託している施設も含まれます。

1-6. 上位計画及び関連計画との位置づけ



1-7. 対象とする温室効果ガス

本実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、京都議定書で定められた削減対象となる7種類のガスのうち二酸化炭素を対象とします。

■法律で定められる温室効果ガス一覧(参考)

ガス種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から発生するものが半分を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)のうち政令で定めるもの	フロン類の一種で、エアゾール製品の噴出剤、エアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。オゾン層を破壊する。
パーフルオロカーボン (PFC)のうち政令で定めるもの	フロン類の一種で、半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。二酸化炭素の数千倍の温室効果を持つ。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変動設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。
三フッ化窒素 (NF ₃)	シリコンウェハのプラズマエッチング (特に液晶ディスプレイやシリコンベースの太陽電池フィルム用のプラズマ CVD 処理室の洗浄) に使用。

第2章 温室効果ガス排出状況

2-1.前計画(第3次計画)の目標達成状況及び評価

基準年度：平成28年度

計画期間：平成30年度～令和4年度

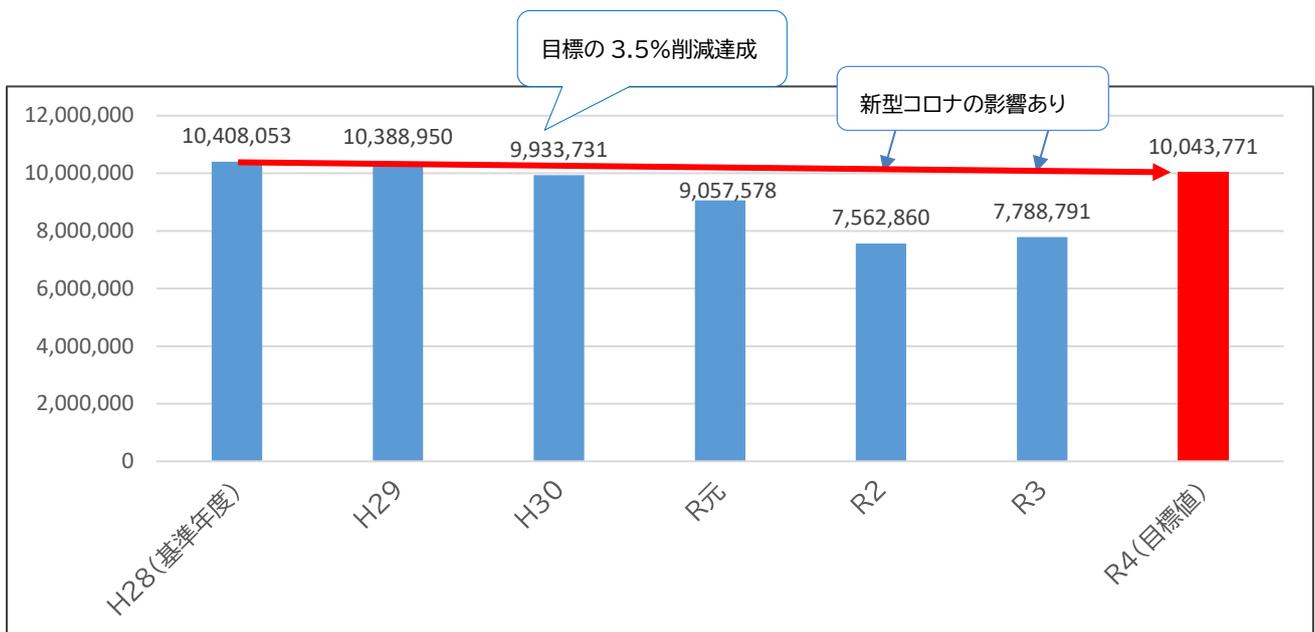
削減目標：基準年度比 3.5%減

能登町役場の温室効果ガスの排出量は、平成30年度において目標の基準年度比3.5%の削減を実現しています。

令和2年度においては、基準年度比で25%以上の削減となっていますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により施設（特に観光施設）の稼働が減少したことによるものと考えられます。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症に関する措置が解除されたことにより、施設の稼働が回復した結果、エネルギーの使用量が若干増加しています。

前計画の温室効果ガス総排出量の推移



項目	H28年度 (基準年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 (目標値)
総排出量 (kg-CO2)	10,408,053	10,388,950	9,933,731	9,057,578	7,562,860	7,788,791	10,043,771
基準年度比	-	-0.2%	-4.6%	-13.0%	-27.3%	-25.2%	-3.5%
計画期間			→				

2-2. 第4次計画の基準年度と直近年度の温室効果ガス排出量の比較

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度である平成25年度の温室効果ガスの排出量は、次に示すとおりです。なお、比較する年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度とします。

項目	単位	平成25年度	令和元年度
温室効果ガス排出量	kg-CO ₂	10,263,177	9,057,578
基準年度比増減率	%	-	-11.7

(2) 要因別の排出状況

基準年度である平成25年度と令和元年度の温室効果ガスの排出量を要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される温室効果ガスが全体の平均約76%を占め、次いで灯油・重油等の燃料系が平均約19%を占めています。

■ 要因別排出量

要因	平成25年度		令和元年度	
	量 (kg-CO ₂)	割合 (%)	量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
電気の使用	7,642,455	74.5	7,020,953	77.5
燃料系の使用	2,156,859	21.0	1,617,218	17.9
ガソリンの使用	9,807	0.1	18,782	0.2
その他	454,056	4.4	400,625	4.4
合計	10,263,177	100	9,057,578	100

平成25年度

- 電気: 74.5%
- 燃料系 (灯油・重油): 21.0%
- その他: 4.4%
- ガソリン: 0.1%

令和元年度

- 電気: 77.5%
- 燃料系 (灯油・重油): 17.9%
- その他: 4.4%
- ガソリン: 0.2%

(3)部門別の排出状況

能登町役場の事務・事業における部門別温室効果ガス排出量は、次に示すとおりです。

要因別温室効果ガス排出量の7割が電気の使用ということから、出先機関など施設を多く抱える部門の比率が大きい傾向となっています。なお、令和元年度において、令和2年1月から、新庁舎へ移転したため、令和2年1月～3月分の各庁舎の排出量は、これまでの庁舎管理部門であった企画財政課（監理課）（能都庁舎管理）分は総務課に、健康福祉課（内浦庁舎管理）分は内浦総合支所に、農林水産課（柳田庁舎管理）分が柳田総合支所へと移行しています。

■部門別排出量

部 門	平成 25 年度		令和元年度	
	排出量 (kg-CO ₂)	比率%	排出量 (kg-CO ₂)	比率%
総務課	692,047	6.7	904,003	10.0
企画財政課	176,084	1.7	17,400	0.2
税務課	577	0.0	100	0.0
住民課	902,094	8.8	493,897	5.5
健康福祉課	1,636,364	14.3	1,374,243	15.2
農林水産課	209,173	2.0	147,974	1.6
建設水道課（上下水道係）	1,782,100	17.4	1,478,662	16.3
建設水道課（建設係）	173,475	1.7	149,910	1.7
ふるさと振興課	2,303,522	22.4	2,010,024	22.2
会計課	0	0.0	0	0.0
議会事務局	0	0.0	0	0.0
教育委員会事務局	1,233,354	12.0	1,403,897	15.5
公立宇出津総合病院事務局	1,154,387	11.2	1,062,105	11.7
内浦総合支所	—	—	11,382	0.1
柳田総合支所	—	—	3,981	0.0
合 計	10,236,177	100.0	9,057,578	100.0

部門名は現在の名称に統一しており、平成25年度と令和元年度の部門名は以下のとおりです。

平成 25 年度	令和元年度
総務課	総務課
広報情報推進課	
企画財政課	企画財政課
監理課	
町民課	住民課
環境対策課	
上下水道課	建設水道課（上下水道係）
建設課	建設水道課（建設係）

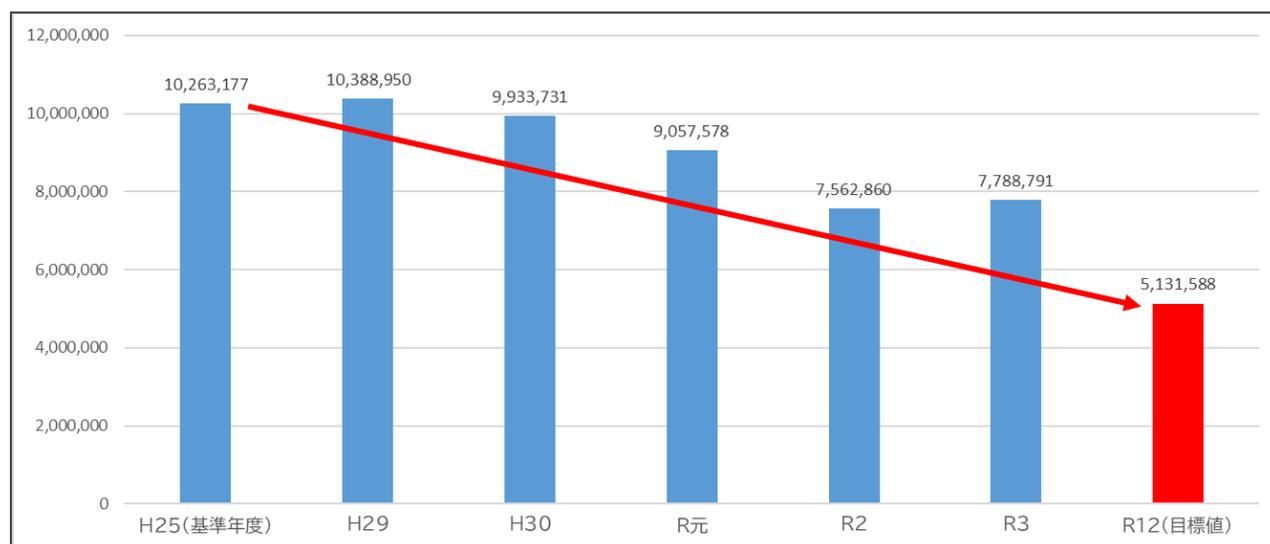
第3章 温室効果ガスの削減に向けての目標

3-1. 温室効果ガスの排出削減目標

本実行計画の温室効果ガスの排出削減目標は、政府の事務・事業における地球温暖化対策の目標・取り組みを規定した「政府実行計画」に準じて目標を設定し、次のとおりとします。

削減目標	基準年度（平成25（2013）年度）比で 令和12（2030）年度までに 50%削減
-------------	--

温室効果ガスの排出量の推移及び削減目標



項目	H25年度 (基準年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	...	目標値
総排出量 (kg-CO ₂)	10,263,177	10,388,950	9,933,731	9,057,578	7,562,860	7,788,791		5,131,588
基準年度比	-	1.2%	-3.2%	-11.7%	-26.3%	-24.1%		-50.0%

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度において、基準年度比で約12%削減、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度・3年度において、約25%削減されています。

最終的な削減目標は、基準年度比で50%削減することであるため、直近の令和3年度より、2,657,203 kg-CO₂の温室効果ガスの削減が必要となり、次年度の令和4年度から令和12年までの9年間で、毎年の削減率に換算すると前年度比4.53%の削減が必要となります。

第4章 温室効果ガス削減に向けた取り組み

施設整備の運用改善及び導入・更新など、設備計画に関する取り組みの他、日常業務を通じて行う環境配慮行動を推進します。内容によっては既に実施しているものもありますが、今後もここに示す考え方を念頭に全ての施設、職員で徹底した実施を目指すものとします。

4-1. 公共施設の整備及び管理運営に関する取り組み

取り組み項目	内容
再生可能エネルギーの導入	公共施設の新築・改装時及び既存施設に対し、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。
施設・設備の改善	公共施設の新築・改装等に併せて、断熱性に優れた材料（ペアガラス、二重ガラス等）や省エネ型設備の導入に努める。 LED照明など高効率照明の導入に努める。
公用車の更新	公用車の更新時に、低燃費車や電気自動車等のエコカーの導入に努める。
能登町公共施設個別施設計画の実施	当該計画による公共施設の再編及び解体に伴う削減を推進する。

4-2. 電気使用量削減に関する取り組み

取り組み項目	内容
照明の使用	始業前、昼休み及び残業時間帯等の不要な照明を消す。
	各フロアの最終退出者は、消灯を確認する。
	利用場所の明るさに応じて、照明の数を調整する。
	使用していないトイレ、会議室等は消灯する。
電気機器等の使用	使用していない電気機器の電源プラグを抜く。
	昼休みは、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切る。
	コピー機やファクシミリなどの事務用機器は、節約・待機モードに切り替わるように設定する。
	退庁時にプリンターの電源を切る。
冷暖房・空調機器の設備の管理	室内温度の適正化（冷房 28℃・暖房 20℃）を実施する。
	使用していないエリアの空調を停止する。
	クールビズやウォームビズを励行する。
労働時間の短縮等	事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図る。

4-3.燃料使用量削減に関する取り組み

取り組み項目	内容
公用車の使用	経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかし、不要なアイドリングを防止する等、エコドライブを励行する。
ガスの使用	調理器具の火力を調整するなど、無駄なガスの消費をしないように努める。
灯油の使用	暖房機器を適正に管理し、燃焼効率を向上させ、灯油の使用量の削減に努める。
重油の使用	設備等の効率的な運転に努める。

4-4.省資源の推進に関する取り組み

取り組み項目	内容
物品の購入	電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする際には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
	事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
	環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。
用紙類の使用量の削減	会議等で使用する資料の簡素化、電子化、紙資料の削減や作成部数の適正化を徹底する。
	両面コピー、2in1印刷を推進する。
	リサイクル用紙の購入に努める。
ごみの減量化・リサイクルの推進	施設から排出されるごみの発生抑制、分別を徹底し資源化を促進する。
	物品の再利用や修理による長期利用に努める。
	コピー機やプリンターのトナーカートリッジを可能な範囲で再利用する。
	シュレッダーにかける必要が特にないものは、分別に努める。

4-5.職員の環境保全に関する意識の向上

職員 1 人ひとりが、地球温暖化対策の必要性を認識し、エネルギーの削減と有効利用を図ることが環境負荷の低減だけでなく、費用の節減にもなることを理解して自発的な取り組みとなるよう、職員への情報提供や意識向上を図る。

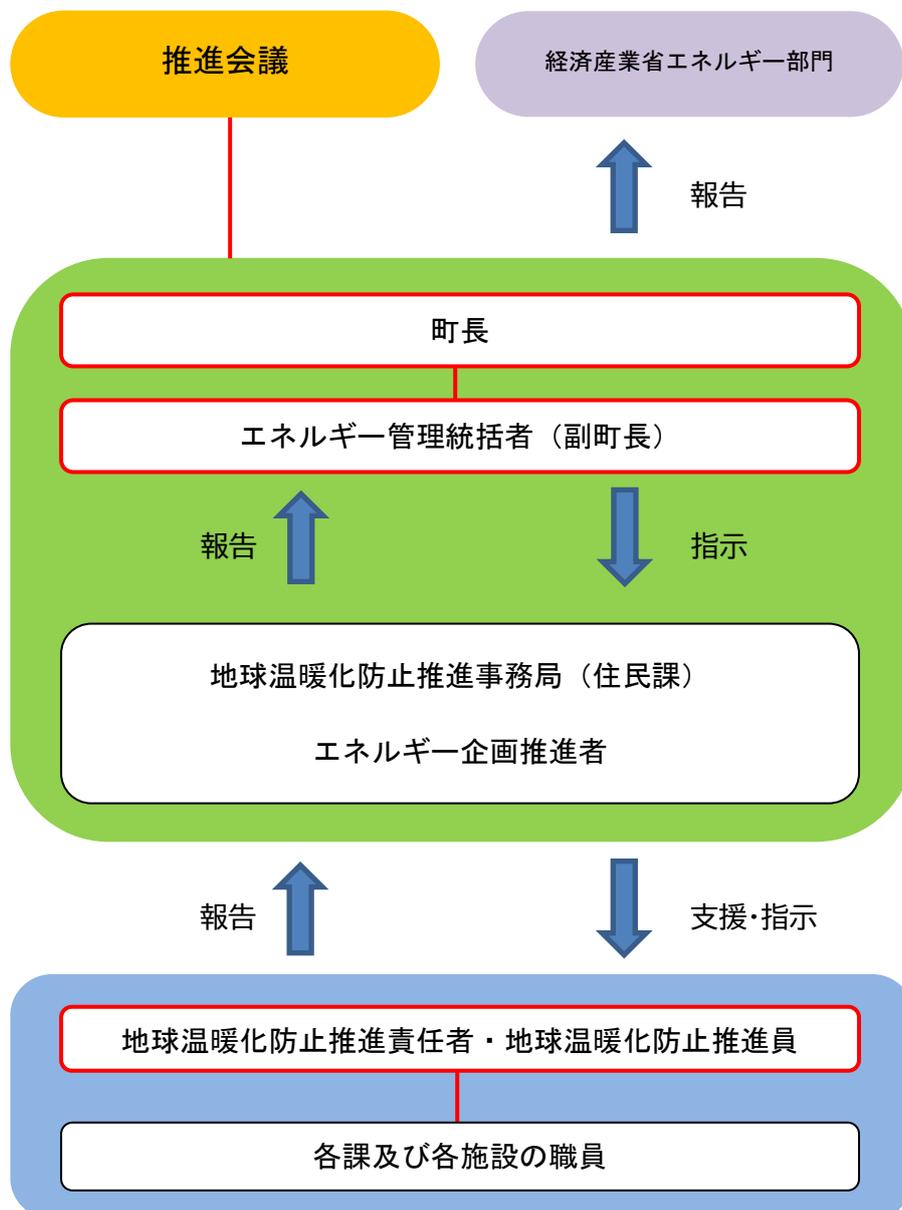
第5章 推進・点検体制及び実施状況の公表

5-1.推進体制

本実行計画は、地球温暖化防止推進事務局（住民課）が進行管理を行います。
事務局は、局内でエネルギー企画推進者を置き、全庁における実施状況（取り組みの推進やエネルギー使用量の集計等）をとりまとめ、エネルギー管理統括者（副町長）に報告します。
報告内容は町長及びエネルギー管理統括者（副町長）の承認を経て、国に報告します。

計画の実効性を高めるため、各課及び各施設に「地球温暖化防止推進責任者」、「地球温暖化防止推進員」を1名ずつ配置し、取り組みの推進や事務局へのエネルギー使用量を報告します。

町長・副町長・所属長等による推進会議（庁内会議）を必要に応じて開催し、計画の実施状況の点検・評価や、計画の見直し等を行います。



5-2. 実施状況の点検

①結果報告

地球温暖化防止推進責任者は、原則毎年5月末日までに各課及び各施設の前年度の電気使用量、燃料使用量などのエネルギー使用量結果をメールにより事務局へ報告します。

②集計・分析

事務局は、各課及び施設のエネルギー使用量結果報告に基づき、温室効果ガス排出量を算定するとともに、その増減についての原因分析を行います。

③推進会議

必要に応じて開催し、計画の実施状況の点検・評価や、計画の見直し等を行います。

5-3. 実施状況の公表

町長は、事務局からの報告、又は開催された推進会議の内容について評価し、承認した上で公表します。また、計画の実施状況、評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回広報誌や有線テレビ、HP等により公表します。

5-4. 職員の研修等

事務局は、職員に対し地球温暖化をはじめとする、環境問題の重要性を理解し行動するための資料、情報等を提供するとともに、必要に応じて研修会を開催します。